

広島県中小企業支援資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十七号

広島県中小企業支援資金特別会計条例の一部を改正する条例

広島県中小企業支援資金特別会計条例（昭和四十二年広島県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号。以下「助成法」という。）第三条第一項の規定により、県が行う小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る経理及び」を削る。

第二条中「助成法第三条第一項の規定による国の貸付金」、「（助成法第七条第一項の規定による請求に係る償還金を含む。）」、「助成法第九条第一項及び第二項の違約金」及び「助成法第十三条第一項から第三項までの規定による国への償還金」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）第九条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項の規定により行われた小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る経理については、なお従前の例による。